

会 員 及 び 会 費 規 程

社会福祉法人木曾町社会福祉協議会

社会福祉法人木曾町社会福祉協議会
会員及び会費規程

制定：（平成 18 年 4 月 1 日規程第 1 号）

改正：（平成 29 年 4 月 1 日）

（目 的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人木曾町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 32 条第 3 項の規定により、本会の会員及び会費について必要な事項を定める。

（会 員）

第 2 条 会員は、木曾町に居住し、本会の趣旨に賛同する者及び法人又はこれに準ずる者とする。

（会 費）

第 3 条 会員は、毎会計年度ごとに、当該会費を拠出するものとする。ただし、生活保護法の適用を受けている者、又はこれに準ずる世帯については、徴収しなくてもよいものとする。

(1) 一般会費	年額	1口	1,000円
(2) 法人大口会費	年額	1口	1,000円
(3) 賛助会費	年額	1口	200円

（会費の徴収）

第 4 条 会費は、その年度内に納入するものとする。

2 納入した会費は、誤過納の場合によるほかは、会員が年度途中で脱会しても返却しないものとする。

（報 告）

第 5 条 本会は、会員に次のことを報告しなければならない。

- (1) 会費の募集計画
- (2) 会費の使途

2 本会は、毎年その業務の運営について会員の意見を反映するよう努めなければならない。

3 第 1 項に規定する報告は、本会の発行する広報誌により行う。

（変 更）

第 6 条 この規程を変更しようとする時は、理事会の同意を経、評議員会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。